

【中間検査手数料の算定について】

…（一財）愛知県建築住宅センターでは、特定工程の内容による検査手数料について、次の表のとおり算定します。

区分	構造等		愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	
基準法 (法第7条の3第1項第1号)	R C S R C	工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	
		手数料算定	地階及び1階の床面積の合計	地階及び1階の床面積の合計	地階及び1階の床面積の合計	地階(地階の最下階を除く)及び1階の床面積の合計	
告示 (法第7条の3第1項第2号)	基礎	全て(共通)					
		工程				基礎に鉄筋を配置する工事	
	建方	木造	工程	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法の場合は、耐力壁)の工事	<ul style="list-style-type: none"> 木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(全市共通) 木造の軸組若しくは耐力壁及び屋根工事(大垣市) 	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事(枠組み壁工法及びプレハブ工法にあっては屋根工事及び耐力壁の工事)	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事
			手数料算定	延べ面積	<ul style="list-style-type: none"> 1階と2階の床面積の合計(全市共通) 延べ面積(大垣市、木造3階建て住宅の場合) 	延べ面積	延べ面積 ※ただし、基礎の特定工程に係る面積は除く
	S造	工程	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(一戸建て住宅については、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事)	
		手数料算定	1階の床面積	1階と2階の床面積の合計	1階の床面積	検査の対象となる階(建て方が完了したはりが架った階)までの各階の床面積の合計(一戸建て住宅の場合は、延べ面積) ※ただし、基礎の特定工程に係る面積は除く	
	R C造 (プレキャスト鉄筋コンクリート造)	工程	R C造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート部材にあっては、接合部)の工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置(プレキャストコンクリート部材にあっては床版を接合)する工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合はR C造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート版にあっては接合部)工事	<ul style="list-style-type: none"> 2階の床(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 2階の床版(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)の取付工事(プレキャスト鉄筋コンクリート造) 	
		手数料算定	最下階の床面積	最下階から2階までの床面積の合計	最下階の床面積	最下階から1階又は2階までの床面積の合計(地上階の階数が1の場合は、延べ面積) ※ただし、基礎の特定工程に係る面積は除く	
	S R C造	工程	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(桑名市はR C造の工程と同じ)	2階の床(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	
		手数料算定	S造と同じ	R C造と同じ	S造と同じ(桑名市はR C造と同じ)	R C造と同じ	

※ 建設性能評価の検査がある場合など上記の算定によらない場合があります。詳細はお問い合わせください。